

これまでに実現した規制改革事項・ 今後のスケジュール等



内閣府地方創生推進事務局

令和5年10月11日

これまでに実現した規制改革事項

過疎地域以外における貨客混載の実施（令和5年5月30日 国土交通省自動車局長通達）

規制改革の内容

措置前

貸切バス事業者、タクシー事業者及びトラック事業者による貨客混載の実施については、過疎地域においてのみ認められている。

措置

過疎地域以外においても、地域の関係者による協議が整ったことを条件に、上記事業者による貨客混載の実施が可能に。

効果

全国において、貨客混載を活用した地域住民への配送手段の多様化や、持続可能な交通・物流ネットワーク構築が可能となる。

規制改革の概要

地域の物流網の維持の観点から
貨物自動車運送事業者及び荷主をそれぞれ代表する者

関係者による協議



関係する地方公共団体

地域の交通網の維持の観点から
旅客自動車運送事業者及び旅客をそれぞれ代表する者

【貸切バス】



貨物自動車運送
事業の許可を取得

【タクシー】



貨物自動車運送
事業の許可を取得

【トラック】



旅客自動車運送
事業の許可を取得

全国で貨客混載の実施が可能に

※乗合バス事業者による貨客混載は従来より全国で実施可能。

これまでに実現した規制改革事項

妊産婦の糖尿病治療等に係る保険適用の明確化

(令和5年8月30日 厚生労働省保険局医療課 事務連絡)

規制改革の内容

措置前

- ・妊娠糖尿病患者に対して産後12週以内の血糖管理を行った場合に算定可能な「在宅妊娠糖尿病患者指導管理料2」が算定されていないケースがある
- ・産後12週以降に実施する検査について、「糖尿病の疑いあり」とレセプトに記載しても、算定されなかったり、症状詳記を求められることがある

措置内容(取扱いの周知・明確化)

以下の内容を全国の地方厚生局等に対し周知

- ①在宅妊娠糖尿病患者指導管理料1を算定した者に対し、引き続き分娩後における血糖管理のために、当該分娩後12週以内に適切な指導管理を行った場合、1回に限り、在宅妊娠糖尿病患者指導管理料2が算定可
- ②血糖測定等により医学的に糖尿病が疑われる場合、妊娠糖尿病と診断された患者に対して、産後12週以降に実施する糖負荷試験等については、診療報酬算定可

効果

産後女性の糖尿病治療の早期診断・治療が促進される

規制改革の概要

○診療報酬の算定可否が明確ではなかったケース

指導管理

妊娠中→算定可
産後 →周知不十分との声がある



妊娠糖尿病の既往歴を有する患者



検査※

※HbA1c,
75gOGTT (糖負荷試験)

産後12週以内→算定可
産後12週以降→周知不十分との声がある

明確化

	妊娠中	産後3か月以内 (12週以内)	産後3か月以降 (12週以降)
✓適切な指導管理	在宅妊娠糖尿病患者指導管理料1算定可	在宅妊娠糖尿病患者指導管理料2算定可	
✓血液形態・機能検査 ✓糖負荷試験	従前の通り		血糖測定等により医学的に糖尿病が疑われる場合、算定可

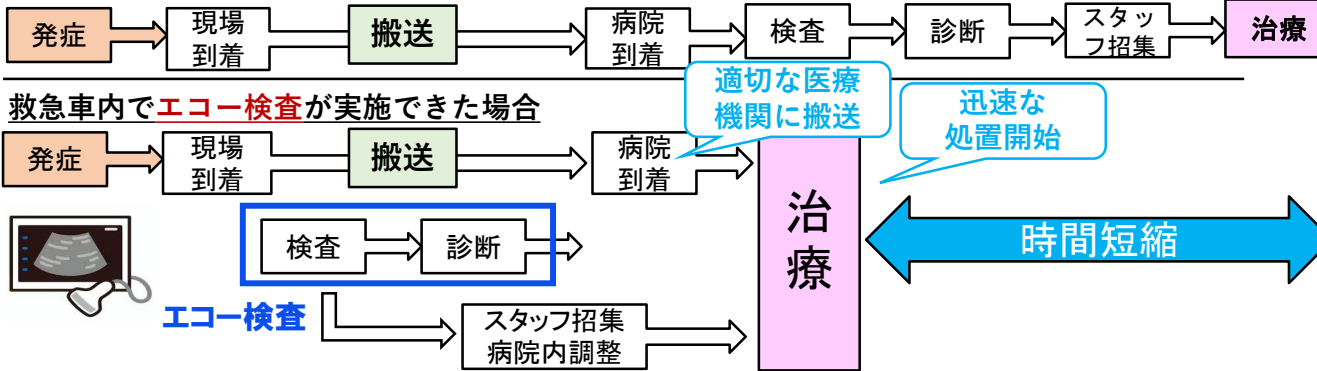
主な事業の進捗状況

救急救命処置の範囲の拡大（エコー検査の実施）

- デジタル田園健康特区に指定されている岡山県吉備中央町は、町内に救急医療機関がなく、岡山市内への救急搬送に1時間以上を要するが、法令上、救急救命士の実施できる行為は限られており、検査・診断・処置の遅れにつながっている。
- 規制改革により、**救急救命士による「エコー検査」**を可能とし、迅速な処置に繋げることで、救命率の向上を図り、地域課題の解決を目指す（8/25より厚生労働省WGにより検討開始）。

エコー検査による効果

通常の救急搬送の場合



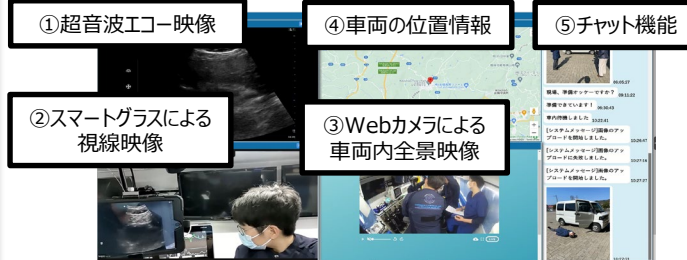
エコー検査の実施方法

救急車内



- ・ 救急救命士が医師の指示に基づきエコー検査を実施し、搬送先病院に画像を伝送
- ・ 医師の診断を踏まえて搬送先の選定・適切な処置を実施

救急車と搬送先病院で同一の統合ビューア（下図）を表示



情報連携

搬送先病院



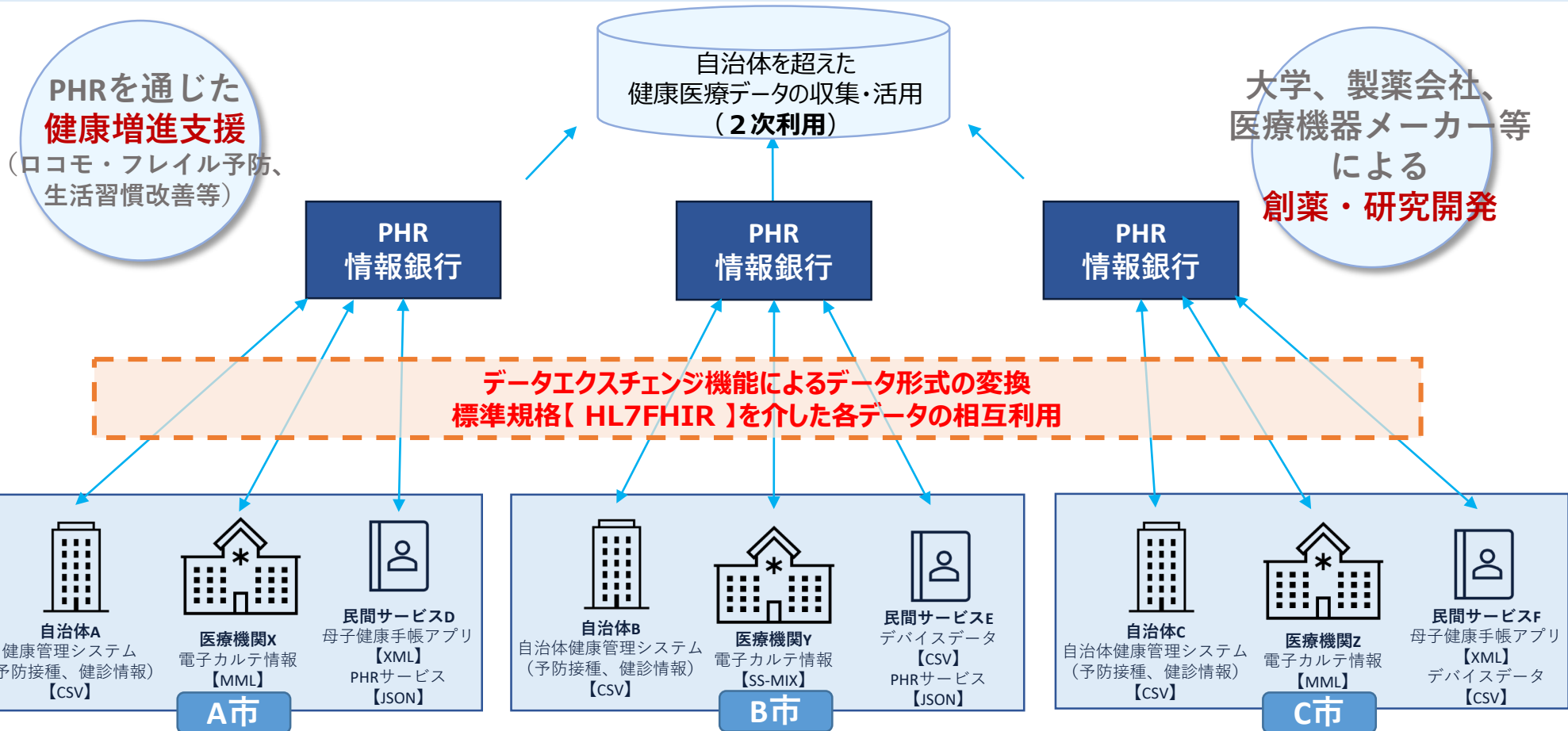
- ・ 医師が救急救命士にエコー検査を指示・伝送された画像をもとに診断
- ・ 受け入れ体制を整備

主な事業の進捗状況

健康医療情報の自治体を超えたデータ連携の実現

- **デジタル田園健康特区**は、共通の地域課題を抱える加賀市・茅野市・吉備中央町が連携して「デジタル」×「規制改革」により健康医療分野の課題解決を図る「**デジタル田園都市国家構想の先導役**」。
- 多様な健康医療情報を活用し地域課題解決を図るには、従来の取組（医療機関間の情報連携）の一步先となる、**自治体保有データや民間データも含めた各データの相互利用**が必要だが、現状は、種類や保有主体によりデータ形式がバラバラであり、連携が困難。⇒各データを標準規格（HL7FHIR※）に統一する「**エクスチェンジ機能**」の開発により、データ連携を円滑化しサービス開発を推進。
- 令和5年度はエクスチェンジ機能の全国展開を見据え、デジ田特区での一部実装、変換パターンの拡充等を通じてデータ流通コストの低減に取り組む。

※厚労省が医療機関において普及を進める医療データの標準規格



これまでに実現した規制改革事項

健康保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限に係る解釈の明確化

(令和5年5月10日 厚生労働省保険局保険課長通知 保保発0510第3号)

規制改革の内容

特例措置前

健康保険の被保険者等記号・番号等については、プライバシー保護の観点から、健康保険事業等の遂行のため必要がある場合を除き、告知を求めることを禁止している

特例措置(取扱いの明確化)

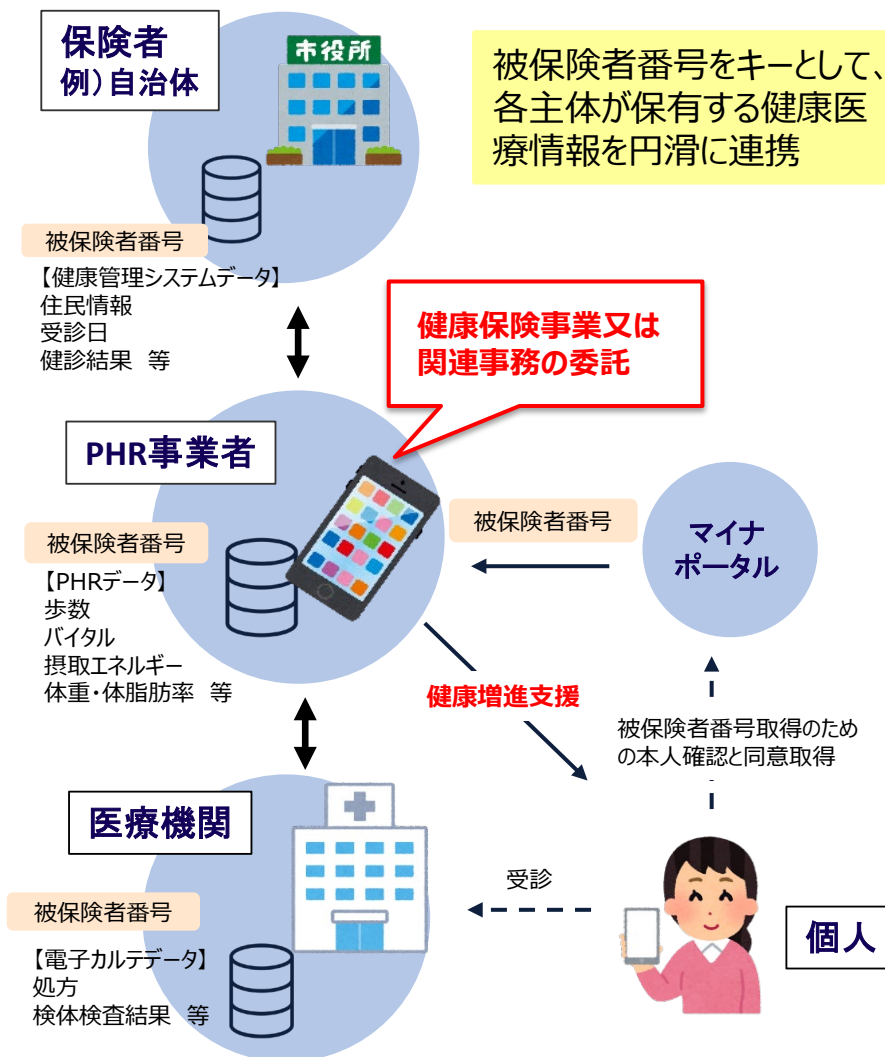
- ① 保険者から委託を受けたPHR事業者は、当該委託を受けた健康保険事業に関連する事務を行う場合は、医療保険各法の理念に照らして整合的である場合には、被保険者等記号・番号等の告知を求めることが可能
- ② 地方公共団体が、自らが保険者である国民健康保険に加入している住民だけでなく、それ以外の被用者保険に加入している住民に対しても、その各個人のデータを被保険者等記号・番号等を利用して紐づけることでデータベースを構築することは、健康保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行等のために必要がある場合には、被保険者等記号・番号等の告知要求制限の対象外

効果

被保険者等記号・番号等をキーとした健康医療情報の一意化により、健康医療情報のデータ共有・連携を促進

規制改革の概要

【医療情報連携のイメージ】



区域計画に新たに位置付ける特定事業等の概要

■ 法第2条第2項に規定する特定事業

○ 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（「特区民泊」） 【吉備中央町】

国家戦略特別区域法に基づき認定を受けた者が、吉備中央町全域において、海外からの観光客等の滞在に適した施設を提供する。（令和6年4月より実施予定）

■ その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

○ 開業ワンストップセンターの設置 【加賀市】

外国人を含めた開業の促進のため、加賀市イノベーションセンター内に、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立及び事業開始時に必要な各種申請等をオンラインで実施可能とし、関連する相談業務や各種手続の支援を総合的に行う「加賀市開業ワンストップセンター」を設置する。（令和5年度中に設置予定）

今後のスケジュール（想定）


令和5年（2023年）

10月11日 第2回区域会議（区域計画案の審議）

10月下旬 国家戦略特区諮問会議（区域計画案の認定）

11月8日 スーパーシティ・デジタル田園健康特区フォーラム in 茅野 2023

12月 国家戦略特区諮問会議（更なる規制改革事項決定）



国家戦略特区ワーキング
グループにおいて、規制改革
事項を引き続き議論

規制改革事項の検討状況
を踏まえ、区域会議の開催、
区域計画の変更等を行う

(参考) スーパーシティ・デジタル田園健康特区の区域方針のポイント

令和4年11月11日
内閣総理大臣決定

		スーパーシティ型国家戦略特区	デジタル田園健康特区 (加賀市、茅野市、吉備中央町)
		つくば市	大阪(府・市)
目 標		<ul style="list-style-type: none"> 大胆な規制改革と併せて、データ連携基盤を活用して複数の先端的サービスを実施することで、2030年頃に実現される未来社会を先行実現することを目指す。 大学等の研究開発の成果や多様な人材を生かし、産学官連携の下、幅広い分野におけるデジタル技術を活用したイノベーションを実現し、「誰一人取り残さない」包摂的な社会のモデルを構築する。 	<ul style="list-style-type: none"> 大胆な規制改革と併せて、データ連携基盤を活用して複数の先端的サービスを実施することで、2030年頃に実現される未来社会を先行実現することを目指す。 「夢洲」、「うめきた2期」という2つのグリーンフィールドを中心に、2025年開催の万博レガシーを継承していくことも見据え、先端的サービスにより、住民の生活の質向上と都市競争力の強化を図る。
特 定 事 業 等		<p><移動・物流></p> <ul style="list-style-type: none"> 新しいモビリティを活用した移動・物流サービスの提供 <p><都市再生・まちづくり></p> <ul style="list-style-type: none"> 先駆的な3Dデジタル基盤の構築と関連サービスの提供 <p><雇用・労働></p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人研究者による創業活動の促進 ロボットを活用した障害者の雇用機会の拡大 <p><健康・医療></p> <ul style="list-style-type: none"> データ連携等による健康・医療サービスの提供 <p><行政手続></p> <ul style="list-style-type: none"> インターネット投票の実施による住民の政治参加の促進 マイナンバーカードを活用した幅広い分野の行政手続のデジタル化 <p><研究開発></p> <ul style="list-style-type: none"> 大学の土地・建物や研究機関の施設等を活用したイノベーションの推進 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 複数分野にわたる先端的サービスを支えるデータ連携基盤の整備 	<p><健康・医療></p> <ul style="list-style-type: none"> 救急医療や在宅医療等におけるタスクシフトの推進 妊産婦健診情報を踏まえた先端的な予防医療サービス AI技術等を活用した遠隔医療・リハビリや介護サービスの充実 情報銀行等を通じた健康・医療データの幅広い連携・活用 <p><移動・物流></p> <ul style="list-style-type: none"> 医薬品等の効率的配送 高齢者等の通院・外出支援サービスの提供 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 健康・医療などをはじめとした分野における創業促進等 各種分野のサービス提供を支える通信設備や基盤データの整備

(参考) 区域方針、新たな規制改革事項の決定を踏まえた区域計画への位置付け (デジタル田園健康特区)

- 昨年11月に区域方針を定めるとともに、昨年12月及び本年6月に国家戦略特区諮問会議において新たな規制改革事項を決定。
- これらの内容を踏まえ、順次、必要な記載を区域計画に盛り込んだ上で、事業を推進。

○ 区域方針 (令和4年11月11日 内閣総理大臣決定)

<健康・医療>

- ・ 救急医療や在宅医療等におけるタスクシフトの推進
- ・ 妊産婦健診情報を踏まえた先端的な予防医療サービス
- ・ AI技術等を活用した遠隔医療・リハビリや介護サービスの充実
- ・ 情報銀行等を通じた健康・医療データの幅広い連携・活用

<移動・物流>

- ・ 医薬品等の効率的配送
- ・ 高齢者等の通院・外出支援サービスの提供

<その他>

- ・ **健康・医療などをはじめとした分野における創業促進等**
- ・ 各種分野のサービス提供を支える通信設備や基盤データの整備

○ 新たな規制改革事項 (令和4年12月22日 第56回国家戦略特区諮問会議 (令和5年6月1日 第58回国家戦略特区諮問会議))

- 救急医療や在宅医療等におけるタスクシフトの推進
 - ・ 救急救命処置の範囲の拡大 (Eコー検査等の追加) 【2023年夏に議論の場を設置、検討結果を踏まえ速やかに措置】
 - ・ 救急救命処置の先行的な実証
 - ①心肺停止に対するアドレナリンの静脈内投与等の迅速化【2023年度中を目的に整理・検討、結果を踏まえ速やかに措置】
 - ②アナフィラキシーに対するアドレナリンの筋肉内注射【2023年度中を目的に検証、結果を踏まえ速やかに措置】

- 妊産婦健診情報を踏まえた先端的な予防医療サービス
 - ・ 妊産婦の産後の血糖管理に係る保険診療上の取扱いの明確化【2023年度早期に通知発出】

- 情報銀行等を通じた健康・医療データの幅広い連携・活用
 - ・ 情報銀行における要配慮個人情報の取扱いの検討、必要な措置【2023年夏に措置】
 - ・ 被保険者番号をキーとした健康医療情報の一意化を行うための被保険者番号の告知要求制限の解釈の明確化【2023年5月に措置】

- 医薬品等の効率的配送
 - ・ 貨客混載制度の実施区域の見直し (過疎地域以外における貨客混載の実施)【2023年5月に措置】

- 健康・医療などをはじめとした分野における創業促進等
 - ・ 起業準備活動期間の延長 (6か月→1年半) に関する特例措置の創設【2022年12月に措置(済)】(再掲)

- 各種分野のサービス提供を支える通信設備や基盤データの整備
 - ・ Wi-Fi Halow活用のための特定実験試験局制度の対象の拡大【2023年度中を目的に措置】

- 上記以外の規制改革事項

※マイナンバーについては、2023年6月に改正マイナンバー法が成立。

○ 区域計画への位置付け (今後のスケジュール)

厚労省WGにて引き続き議論

全国措置済*

全国措置済*

全国措置済*

区域計画に記載済 (R5.3 内閣総理大臣認定)

**【開業ワンストップセンター、特区民泊】
今回、区域計画に盛り込み、
開業ワンストップセンターは2023年度中に、
特区民泊は2024年度より、それぞれ実施予定**

2023年中に告示改正予定*

国家戦略特区WGにおいて
規制改革事項を引き続き議論

※区域計画への記載は不要 11

(参考) スーパーシティ・デジタル田園健康特区における規制改革事項

※下線はR5.6.1国家戦略特区諮問会議において新たに決定した事項

〔つくば市〕

移動・物流

○新しいモビリティを活用した移動・物流サービスの提供

・搭乗型移動支援ロボットの歩道通行の特例として、

- ①保安要員なしで最高速度10km/hでの走行を可能とするための公道実証実験の実施【2023年度早期に措置】
- ②車体の高さの最大値を超える機種に関する公道実証実験の実施、高さの最大値を緩和するための所要の措置【速やかに実証を実施し、その後半年以内を目途に措置】



都市再生・まちづくり

○先駆的な3Dデジタル基盤の構築と関連サービスの提供

・国家戦略特区内におけるドローンの自律飛行やロボットの自動走行等の先端的区域データ活用事業活動の実施を促進するための所要の措置【2023年9月に改正国家戦略特区法施行】

雇用・労働

○外国人研究者による創業活動の促進

・起業準備活動期間の延長（6か月→1年半）に関する特例措置の創設【2022年12月に措置(済)】

健康・医療

○データ連携等による健康・医療サービスの提供

・オンライン診療を活用した小児かかりつけ医の時間外対応加算【2024年度診療報酬改定に向けて検討】

かかりつけ医



行政手続

○インターネット投票の実施による住民の政治参加の促進

・技術上、運用上の具体的な課題の解決に向けた検討【2023年度速やかに実施】

・2024年つくば市長選挙、市議会議員選挙におけるオンデマンド型移動期日前投票所の導入【2023年度早期に実証、検討、結論】

○マイナンバーカードを活用した幅広い分野の行政手続のデジタル化

・マイナンバーの利用範囲等の拡大【2023年6月に改正マイナンバー法成立】

研究開発

○大学の土地・建物や研究機関の施設等を活用したイノベーションの推進

・補助金等交付財産の目的外使用等を行う際の承認手続きに係る特例措置の創設【2023年9月に改正国家戦略特区法施行】

〔大阪府・市〕

移動・物流

○空飛ぶクルマの社会実装

- ・離着陸場の要件等の方向性のとりまとめ【2023年3月に措置(済)】
- ・機体の安全性、操縦者、運行安全等に関する基準の整備【2023年度中に措置】



○自動運転バス等による効率的な輸送

・万博会場の建設工事における夢洲への荷物の運送についての貨物自動車運送事業法上の取扱いの明確化【2023年3月に措置(済)】

○次世代都市型MaaSの社会実装

・ダイナミックプライシング等による駐車料金の設定に向けた具体的スキームの検討、関係省庁からの助言【2023年中に実施】

健康・医療

○国際的視点も備えた先端医療サービスの提供

・外国人一般を診療対象とした二国間協定の締結に係る要請をワンストップで行うことを可能とする特例措置の創設【2023年4月に措置(済)】



まちづくり・防災

○都市公園等の公共空間における先進的サービスの提供

・ローカル5Gの共同利用の枠組みの創設、周波数帯域の分割が可能である旨の通知【2023年8月に措置(済)】

・万博に関する仮設工作物等の設置に係る特例【2022年4月に措置(済)】

○ドローンやBIM等の活用による建設現場の革新

・無人航空機用のワイヤレス電力伝送装置に係る型式指定の制度化【漏洩電波対策を踏まえ、情報通信審議会において検討を開始し、速やかに措置】

○AIを活用した気象予報の実施

・ソフトウェアを活用した気象予報に係る気象予報士の設置基準の緩和【2022年12月に措置(済)】



〔デジタル田園健康特区〕

加賀市、茅野市、吉備中央町

健康・医療

○救急医療や在宅医療等におけるタスクシフトの推進

・救急救命処置の範囲の拡大（エコー検査等の追加）【2023年夏に議論の場を設置、検討結果を踏まえ速やかに措置】

・救急救命処置の先行的な実証

①心肺停止に対するアドレナリンの静脈内投与等の迅速化【2023年度中を目途に整理・検討、結果を踏まえ速やかに措置】

②アナフィラキシーに対するアドレナリンの筋肉内注射【2023年度中を目途に検証、結果を踏まえ速やかに措置】

○妊産婦健診情報を踏まえた先端的な予防医療サービス

・妊産婦の産後の血糖管理に係る保険診療上の取扱いの明確化【2023年8月に措置(済)】



○情報銀行等を通じた健康・医療データの幅広い連携・活用

・情報銀行における健康・医療分野の要配慮個人情報取扱いについて措置するための指針改定【2023年7月に措置(済)】

・被保険者番号をキーとした健康医療情報の一意化を行うための被保険者番号の告知要求制限の解釈の明確化【2023年5月に措置(済)】

移動・物流

○医薬品等の効率的配送

・貨客混載制度の実施区域の見直し（過疎地域以外における貨客混載の実施）【2023年5月に措置(済)】



その他

○健康・医療などをはじめとした分野における創業促進等

・起業準備活動期間の延長（6か月→1年半）に関する特例措置の創設【2022年12月に措置(済)】（再掲）

○各種分野のサービス提供を支える通信設備や基盤データの整備

・Wi-Fi Halow活用のための特定実験試験局制度の対象の拡大【2023年度中を目途に措置】

改正の趣旨

令和4年4月に指定されたスーパーシティ等における先端的サービスの早期実装や事業の円滑な実施等を推進するとともに、法人農地取得事業を構造改革特別区域法に基づく事業に移行するため、所要の措置を講ずる。

1. スーパーシティ等における先端的サービス等の推進に係る所要の措置

(1) 補助金等交付財産の目的外使用等に係る承認手続の特例の追加

規制の特例措置等の適用を受ける特定事業の実施に当たって、補助金等交付財産の目的外使用等に関する事項を区域計画に記載し、内閣総理大臣の認定を受けたときは、**補助金等交付財産の目的外使用等に係る各省各庁の長の承認があったものとみなす。**

＜特例の活用イメージ＞

- ロケット開発用の振動試験設備等を、本来業務に使用していない時間に、スタートアップ企業が新製品の耐久試験のために使用する



振動試験設備



目的外使用等

スタートアップ企業の
新製品テスト



電波試験設備

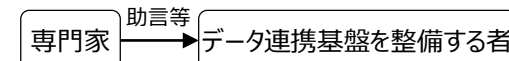
事業者の予見性の向上と事務コストの低減により、国家戦略特区における特定事業の円滑かつ効率的な実施を推進

- 地域の子育て世帯の増加に対応するため、現在使われていない小学校の空き校舎の一部を、新たな保育施設を整備するために転用する

(2) データ連携基盤の整備等に関する援助の拡充

分野横断的な先端的サービスの実施に必要なデータ連携基盤を整備する者に対して国が行う援助の内容として、これまでの互換性の確保の取組（データ仲介機能の開発・無償提供等による基盤整備コストの抑制など）に加え、**データ連携基盤の利用における安全性と信頼性の確保に関する情報の提供等を追加**

＜援助の例＞



- ロボット走行用の最新の3次元地図データが建物所有者等から提供されることを確保すること
- ドローン運航用の気象データが常時提供されることを確保し、メンテナンス時は代替措置を講ずること
- 個人情報情報は暗号化し本人同意を得た範囲で取得・提供されるシステムとすること 等

データ連携基盤の整備へのきめ細かな援助を通じて、自動配送ロボットの走行やドローンの運航等の**先端的サービスの早期実装を推進**

先端的サービスの早期実装



※ 併せて、先端的サービスの実施に関連する規制改革を着実に推進。

2. 法人農地取得事業に係る所要の措置

国家戦略特別区域法に規定されている法人農地取得事業を構造改革特別区域法に基づく事業に移行するための規定の整備を行う。

※ その他、オンライン服薬指導が全国展開されたことに伴い、国家戦略特別区域法における特例措置の規定を削除するとともに、平成16年の構造改革特区法改正により第23条が追加された際に手当てする必要があった同条第2項の規定について、所要の整備を行う。